



【第 68 回】2014 年 3 月 12 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

女性が輝く社会にふさわしい税制とは 配偶者控除を「家族控除」に衣替えする

安倍政権のもと「女性が輝く社会」の実現にむけて政府や自民党内部で議論が始まっているが、いままでのところ効果的な政策が打ち出されるという気配はなさそうだ。女子の勤労を促進するというなら、配偶者控除の改組は避けられない。配偶者控除に端を発した「103 万円の壁」が、現実存在しているからである。

今回は、103 万円の壁をとっぴらうことを主眼とした所得控除の在り方を考えてみた。その方法は移転的基礎控除を「家族控除(仮称)」として導入することである。

安倍政権の女性活用は 号令ばかりで具体性に欠ける

筆者は、昨年 1 月 17 日付の本欄第 42 回で、「安倍政権が女性の社会進出を支援するなら配偶者控除を廃止すべきではないか」と題して、配偶者控除の問題点を指摘するとともに、これを廃止して子育て支援などに回すことを内容とした提言を行った。

しかしこの 1 年、安倍政権の女性活用は号令ばかりで具体性のあるものは打ち出されていない。引き続き日本再興戦略の一環として「女性が輝く社会」にむけて政府や自民党内部で議論が行われている。

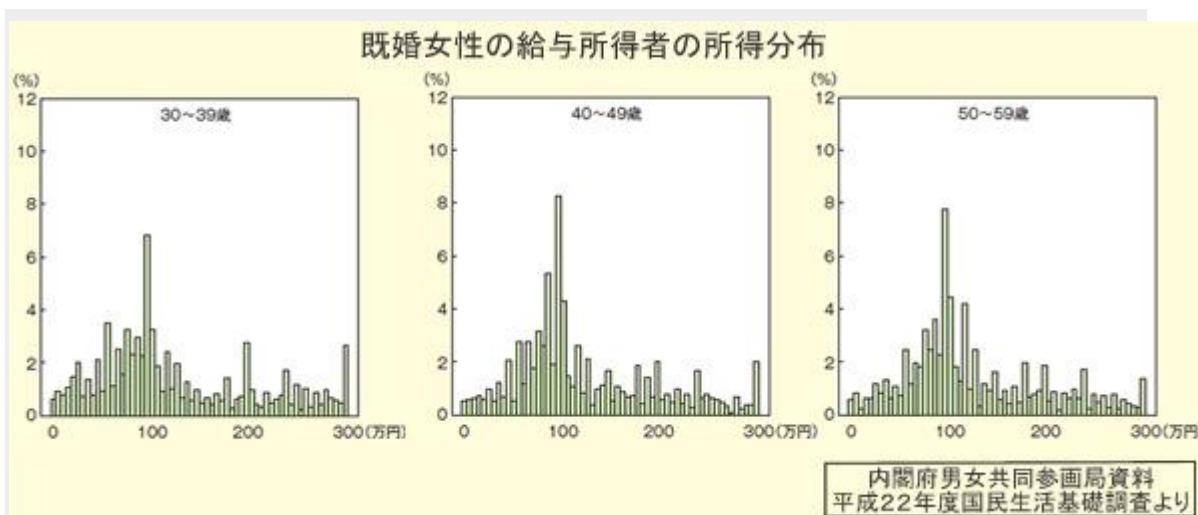
再興戦略には「男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境の整備」として、「働き方の選択に関して中立的な税制・社会保障制度の検討を行う」という記

述があるが、配偶者控除を抜本的に見直し、児童の税額控除を設けたり子育て支援制度に衣替えするような動きは見受けられない。

そこで、今回は、「103万円の壁」をなくすという点に的を絞って、「移転的基礎控除—家族控除の創設」を提言してみたい。

女性の就労を阻む 103万円の壁とは

まず、「103万円の壁」とは何かについて説明しよう。図表は、厚生労働省国民生活基礎調査で既婚女性の所得分布を見たものである。これを見ると、既婚女性の所得分布は、どの年代でも見事に100万円付近に集中していることがわかる。



[拡大画像表示](#)

給与所得者の場合、給与から自営業者の経費に当たる各種控除が差し引かれて、課税される所得が計算される。ではなぜ、女性の所得分布は100万円付近に集中しているのか。それは配偶者控除の存在が原因である。

配偶者控除とは、妻が103万円以下で働く場合、基礎控除(38万円)と給与所得控除(最低保障65万円)の適用を受け課税されない($103 - 38 - 65 = 0$ で課税所得がゼロになる)上、夫は配偶者控除(38万円)の適用が受けられるという制度である。

実は、配偶者控除は、世帯の手取り所得の逆転現象が起こらないよう配偶者特別控除として手当てされている。つまり、妻の収入が103万円を超えた場合、夫の配偶者控除はなくなるが、141万円未満であれば、その年収に応じて「配偶者特別控除」が適用され、多く働いたのに家計の手取りが少なくなるという逆転現象が生じないように配慮されている。しかし、企業の家族手当などが103万円に連動しており、図のように高い壁となっている。

そこで、この制度を改めなければ女性の勤労インセンティブは高まらない。103万円の範囲内での就労調整をしてしまうからである。

2 重に排除を受けるという問題を解決する移転的基礎控除とは

では、どのような案が考えられるであろうか。

配偶者控除を廃止して基礎控除に替える、という考え方がある。この案は勤労をして所得を稼ぐ者への減税となるので、きわめてまっとうな制度改正である。

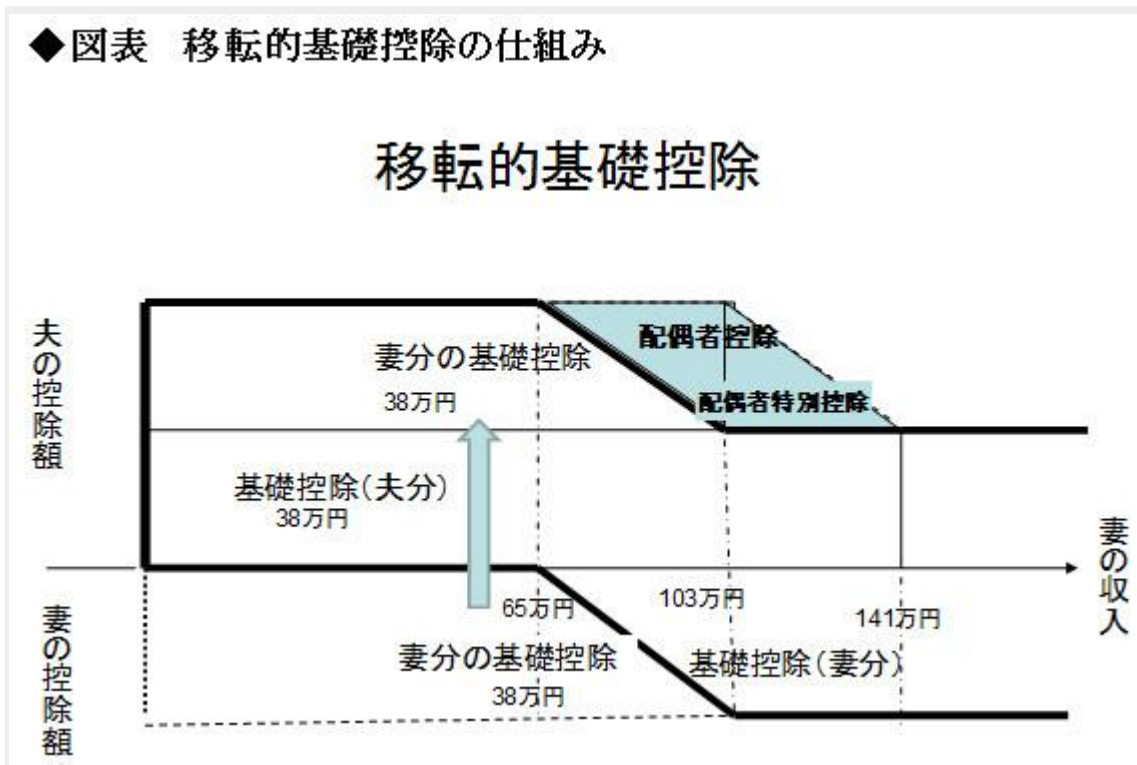
しかし、税込中立（増税と減税が同額）のもとでこの改正を行うと、基礎控除は男性（正確には主たる収入者）にも適用されるので、働く女性に適用される基礎控除の引上げ額はわずかになり、女性の就労に与える効果は小さい。

そこで、女性が就労に当たって103万円の壁を感じるものがなく、妻の基礎控除と給与所得控除に加えて夫の配偶者控除を2重に受けるという控除の問題もない制度への衣替えとして、「移転的基礎控除」の導入が考えられる。

この制度は、夫婦がそれぞれ基礎控除を取得し、妻の所得がない、または低くて使いきれない場合には、夫が使うことを可能にすることにより、基礎控除二つ分の控除額を享受する制度である。

現行の配偶者控除制度と比較したのが図である。

◆図表 移転的基礎控除の仕組み



上図で説明してみよう。妻の給与収入が65万円までの場合、給与所得控除の最低保証があるので、妻は38万円の基礎控除が使えない(使う必要がない)。この使えない部分を夫が使えるようにする(移転できる)。現在この世帯は、配偶者控除を使っており、配偶者控除が無くなっても妻分の基礎控除が移転されるので税負担は変わらない。

妻の収入が65万円から103万円の場合、妻は最低保障額の65万円を超える部分の基礎控除が使えるが、基礎控除の使い残し $[38 - (\text{給与収入} - 65 \text{万円})]$ が生じている。そこで、その分は夫が使える(移転できる)ことにする。103万円を超え141万円までは、妻は自らの基礎控除38万円を満額使うことができるので、夫に移転する基礎控除はない。

この制度のもとでは、妻の収入にかかわらず、夫婦の控除額は38万円+38万円の76万円となる(図の太線の幅が同じ)ので、103万円の壁への意識は弱くなり、就業調整は緩和されることになる。これがねらいである。

一方で、配偶者控除と配偶者特別控除は廃止するので、妻の収入が65万円から141万円の世帯(図の青色部分)の税負担は増加することになる。この

辺りは、子どものいる場合が多いと思われるので、子育て政策の拡充を合わせ行う必要があるだろう。

移転的基礎控除は、すでにオランダやベルギーで導入されている。女性の就労率を高めつつ出生率も回復したこれら諸国の経験を学ぶことは有益である。わが国では、「家族控除」と名前をつけて導入すればいいのではないか。